

昭和二十六年三月二十日提出
質問 第七一号

地租、家屋税の使用者課税に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十六年三月二十日

提出者 並木芳雄

衆議院議長 林 讓 治 殿

地租、家屋税の使用者課税に関する質問主意書

前国会までに数度にわたって固定資産税(地租、家屋税)の庶民住宅使用者課税に関して質問したが、政府の答弁に対し更に次のことを質問する。

一 現状の住居費負担の不均衡のものは、もっぱらその建築時期の差に基くものであり、昭和十五年建築のものと昭和二十四年建築のものとの家賃の比は、一対九以上となつてゐることは正に政府の指摘してゐる通りである。

従つて、公営庶民住宅使用料と「一般家賃」との均衡を問題とする場合には、当然住宅の建築時期をこえた考慮が拂われるべきであると考えられるにもかかわらず、政府は、何故に建築時期によつて一線をかくして、同一建築時期の住宅のわく内においてのみ均衡を論じようとするのであるか。

二 政府の熟知する如く、終戦以後の建築原価高騰のため、これより住宅の家賃を割りだすものとすれば、勢い高額家賃とならざるを得ない。

住むに家なき庶民に対する住宅対策として、戦後の高額家賃を幾分たりとも低くするため、その建築原価に対して半額国庫補助がなされていることと諒承しているのであるが、今かかる公営庶民住宅に対して固定資産税という形の変えられた住宅費負担を加重することは、折角の国庫補助の趣旨に逆行するものではないか。

三 政府は、固定資産税の課税に当つては公営庶民住宅といえども一率に律することはできないと答弁している。

通常公営庶民住宅というものは、数十戸、数百戸が一群となつて団地が形成されているものなのであるが、このうちには政府のいう如く「ある者は十分に担税能力もあり、何ら一般住宅に居住するものと変らないこともあるし、その反面他のある者は非常に生活にも困窮して生活扶助等を受けていることもある。」といった具合に自ら貧富の差も存するであろう。

しからば、同一団地内の同一形体、同一家賃の住宅に対しても、その居住者の貧富の度に応じて、固

定資産税の課税額に差等を付するのが適当であると、政府は考えていると解してよいか。

右質問する。